

# 資料編

---

## 1 小郡市地域福祉計画策定委員会設置規則

○小郡市地域福祉計画策定委員会設置規則

(設置)

第1条 小郡市における地域福祉の充実・強化を計画的に推進するための小郡市地域福祉計画（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画をいう。）及び小郡市地域福祉活動計画（以下「計画」と総称する。）並びに社会福祉法人が実施する地域公益事業（同法第55条の2第4項第2号に規定する公益事業をいう。第4条第3号において同じ。）に関し、必要な事項を協議し、又は意見を述べるため、小郡市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、15人以内の委員で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) その他市長が必要と認めた者

(組織)

第3条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 計画の進捗状況の評価に関すること。
- (3) 社会福祉法人が実施する地域公益事業に関し、意見を述べること。
- (4) 前3号の目的を達成するために必要なこと。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、委員が任期途中で交代した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第6条 委員会は、会長が必要に応じ招集し、議事を進行する。ただし、会長及び副会長が不在のときは、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席により成立するものとする。
- 3 委員会において必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

## (小郡市地域福祉計画策定推進会議の設置)

第7条 必要に応じ、委員会に小郡市地域福祉計画策定推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- 2 推進会議の委員は、関係団体の代表者、市民福祉部長及び計画策定に関する課の課長（室長を含む。）で構成する。
- 3 推進会議に議長を置き、市民福祉部長をもって充てるものとする。
- 4 議長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 5 議長が必要と認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

## (報酬)

第8条 委員会の委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成23年小郡市条例第9号）の規定により支給する。

## (庶務)

第9条 委員会及び推進会議の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

## (委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会及び推進会議の運営に関して必要な事項は、それぞれ会長及び議長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規則は、平成25年6月21日から施行する。
- 2 会長が互選されるまでの間、会議の招集及び運営は市長が行う。

## 附 則（平成27年5月29日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成30年6月21日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成30年6月22日規則第19号）

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

## 2 小郡市地域福祉計画策定委員会委員名簿

氏名	所属団体名	任期
中村 秀一 (会長)	学校法人真宗大谷学園九州大谷短期大学	平成30年7月17日 ～令和2年7月16日
近藤 忠義 (副会長)	小郡市民生委員児童委員協議会	平成30年7月17日 ～令和2年7月16日
島田 昇二郎	小郡三井医師会	平成30年7月17日 ～令和2年7月16日
吉塚 邦之	社会福祉法人小郡市社会福祉協議会	平成30年7月17日 ～令和2年7月16日
古賀 敏幸	特定非営利活動法人サポネットおごおり	平成30年7月17日 ～令和2年7月16日
児島 征毅	小郡市ふれあいネットワーク推進委員会	平成30年7月17日 ～令和元年5月13日
森 勝則		令和元年5月14日 ～令和2年7月16日
久永 由紀子	介護家族の会「笑顔のつどい」	平成30年7月17日 ～令和2年7月16日
野口 憲治	小郡市老人クラブ連合会	平成30年7月17日 ～令和2年7月16日
野田 利郎	NPO 法人しょうがい者と共に生きる 「みんなのかえるランド」	平成30年7月17日 ～令和2年7月16日
中村 愛沙	のびのび親子クッキング	平成30年7月17日 ～令和2年7月16日
河原 壽一郎	小郡市区長会	平成30年7月17日 ～平成31年3月31日
中間 敏久		平成31年4月1日 ～令和2年7月16日
永利 眞由美	小郡市ボランティア連絡協議会	平成30年7月17日 ～令和2年7月16日

### 3 策定プロジェクト設置要綱

(設置)

第1条 市民の生活に身近に関わりの深い第2次小郡市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を市民主体で策定するため、第2次小郡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトの所掌事務は、計画の策定に関することとする。

(委員)

第3条 プロジェクトの委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 小郡市職員
- (2) 小郡市社会福祉協議会職員
- (3) 公募の市民
- (4) その他市長が必要と認めた者

2 前項第1号に掲げる者は、次に掲げる者のうちから、市長が選任する。

- (1) 別表に掲げる所属部署及び職の職員
- (2) 公募の職員

(任期)

第4条 プロジェクトの委員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。

(庶務)

第5条 プロジェクトに関する庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

所属部署		職
経営政策部	総務課	防災安全係長
市民福祉部	福祉課	地域福祉係長
		生活福祉係長
		障がい者福祉係長
	介護保険課	介護保険係長
高齢者サービス係長		
地域包括支援センター企画主査		
	コミュニティ推進課	コミュニティ推進係長
子ども・健康部	子育て支援課	子ども総合相談センター企画主査
	保育所・幼稚園課	保育支援係長
	子ども育成課	医療・手当係長
	健康課	総務係長
健康推進係長		
教育部	生涯学習課	社会教育係長

## 4 計画策定の経過

開催日・期間		会議名など	内容
平成30年	7月17日	平成30年度 第1回 計画策定委員会	・策定方針、スケジュール、市民参画による計画策定の概要等について
	8月26日	第1回 策定プロジェクト	講演 テーマ：「これからの地域福祉活動の在り方を考える～地域で支え合うことの重要性～」 講師：中村 秀一 氏 (九州大谷短期大学福祉学科 学科長／教授) ※策定委員会委員長
	10月～11月	市民意識調査	
	11月18日	第1回 市民ワークショップ (おごおり福祉トーク！)	テーマ：「みんなで“ふだんの暮らしのしあわせ”についてかたろう！」～小郡市の良いところ、もっと良くしたいところについて～
	12月1日	第2回 市民ワークショップ (おごおり福祉トーク！)	
平成31年	1月26日	市民団体ワークショップ (おごおり福祉トーク！)	テーマ：「みんなで“ふだんの暮らしのしあわせ”についてかたろう！」～小郡市の「良いところ」「良くしたいところ」とは？「良いところ」を伸ばし、「良くしたいところ」を改善する取組とは～
	2月～3月	分野別課題調査	
令和元年	6月2日	第2回 策定プロジェクト	ワークショップ ・市民意識調査結果について ・市民ワークショップ・市民団体ワークショップ結果について ・計画骨子(体系)案について
	6月27日	令和元年度 第1回 計画策定委員会	・各種調査結果について ・計画骨子(体系)案について
	7月28日	第3回 策定プロジェクト	ワークショップ ・計画の体系案(基本目標など)に基づいた、取組内容について
	9月1日	第4回 策定プロジェクト	
	10月6日	第5回 策定プロジェクト	ワークショップ ・重点的な取組の案について ・小郡市の地域福祉の将来像について
	11月22日	令和元年度 第2回 計画策定委員会	計画素案の検討について
令和2年	1月23日 ～2月14日	パブリックコメントの実施	
	3月18日	令和元年度 第3回 計画策定委員会 中止により書面審議 ※新型コロナウイルス感染症 感染防止対策のため	・パブリックコメントの結果について ・計画(案)の決定について

## 5 用語解説

	用語	解説
あ 行	アウトリーチ	支援の対象者が居る場所に積極的に向かい働きかけ、必要な人に必要なサービスと情報を届けること。
	アンビシャス 広場	福岡県が実施する事業であり、子どもたちが気軽に立ち寄り、思い思いに活動しながら、幅広い世代の人とのコミュニケーションをとれる「居場所」を提供する事業。
	生きがい活動支援 通所サービス	高齢者を対象に、デイサービスセンターなどにおいて教養講座や趣味、スポーツ活動の機会等を提供する事業。
	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称であり、社会的ネットワークを構築できるサービスやウェブサイトを指す。
	NPO	「Non-Profit-Organization」の略で「民間非営利団体」のこと。ボランティア団体や公益的な法人を含む概念。
か 行	介護保険制度	日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な方（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある方（要介護者）と認定された方に対し、介護保険で利用できるサービス（訪問介護、通所介護などの「在宅介護サービス」や、介護保険施設に入所して受ける「施設介護サービス」など）を利用する際の費用を税金で一部負担する制度。市町村は、第1号被保険者（65歳以上の者）に対し、被保険者証を交付しなければならない。
	介護療養型医療 施設	重度の要介護者に対し、医療処置とリハビリを提供する施設であり、医療法人が運営する。
	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	要介護3～5の認定を受け、常に介護が必要な状態な方を対象に介護を行う施設。社会福祉法人や地方自治体が運営する。
	介護老人保健施設 （老人保健施設）	要介護度1～5の高齢者を対象に、要介護者の自立と家庭への復帰を目指すために、看護・介護といったケアやリハビリ、日常生活支援まで併せて提供する施設。
	看護小規模多機 能型居宅介護	要介護度が高く、医療的なケアを必要とする人が、住み慣れた家や地域で安心して生活できるよう、「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせるサービスを提供する。
	共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を営む住居に入居している、障がいのある方に対して、主に夜間において、生活に関する相談の他、必要な日常生活上の世話をすること。
	居宅介護支援	介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャーによるケアプランの作成や、サービスを提供する事業所等との連絡・調整を行うもの。
	ケアハウス	主に身寄りのない高齢者や独居の高齢者が入所し、比較的低額な利用料金で、生活の介助やサポートを受けることができる施設。
	子育て支援 センター	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する窓口。

用語		解説
か 行	子育て世代包括支援センター	妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整を行い、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する窓口。
	災害ボランティアセンター	被災地に臨時で設置される民間のボランティアセンター。被災地のボランティア活動の窓口となり、被災者ニーズの把握、外部ボランティア受入れ等を行う。
さ 行	在宅介護支援センター	地域における高齢者福祉の向上を目的に、地域に根ざした相談支援や実態把握、関係機関等との調整等の取組を行う機関。
	児童発達支援	障がいのある児童を対象に、日常生活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うこと。
	児童養護施設	親の離婚や病気、家庭での不適切な養育など、様々な事情により家族による養育が困難な子どもたちが生活し、自立支援を受ける施設。
	自主防災組織	地域住民による任意の防災組織を言う。主に自治会等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。
	社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人。
	就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上、就労に関する相談等の支援を行うもの。
	就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所に雇用されることが困難である者に対して就労機会の提供を行う支援。雇用契約を結び利用するものをA型、結ばずに利用するものをB型と呼ぶ。
	障害者生活支援センター	障がい者に身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面での一体的な支援を実施する機関。
	障害者手帳	【身体障害者手帳】…身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある人が、各種の障がい福祉サービスを受けやすくするための手帳。 【療育手帳】…知的障がいのある人が各種の障がい福祉サービスを受けやすくするための手帳。 【精神障害者保健福祉手帳】…一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するもの。手帳を持っている方々には、様々な支援策が講じられている。 【自立支援医療受給者証】…心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度を受けられるためのもの。精神障害者保健福祉手帳と同時に申請される場合が多いが、受給の条件として、障害者手帳の所持の有無は問われない(自立支援医療制度のうち、更生医療は身体障害者手帳の所持者が対象となる)。
	小規模多機能型居宅介護	通いによるサービスを中心にして、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練(リハビリテーション)を行うもの。要介護1以上の認定を受けた方が対象。
	自立訓練 (生活訓練)	知的障がいまたは精神障がいのある方に対して、サービス事業所または居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談などの支援を行うもの。



用語		解説
さ 行	自立支援協議会	障がい者支援に携わる地域の関係者が集まり、地域の課題を共有し、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を持つ機関。
	生活介護	常時介護を必要とする障がい者を対象に、通所により主に昼間に、入浴や排泄、食事などの介護や家事、相談及び助言などを行うもの。
	成年後見制度	精神上の障がいなどによって判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、家庭裁判所に申立てを行い、代理権や同意権・取消権の付与を受けてその人を援助してくれる人（成年後見人等）を付けてもらう仕組み。
た 行	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方等を対象に、入所・入院中から地域生活への移行の準備等の支援を行うもの。
	地域活動支援センター	障がい者等を対象として、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者総合支援法上の施設。
	地域カフェ	自治体やNPO法人などが開設する、地域住民が気軽に集い語り合える場所や施設。地域活性化の拠点としての活用が期待される。
	地域共生社会	高齢者・障がいのある人・子どもなど、すべての人々が、制度・分野や、支え手側・受け手側という関係を超えて、地域の多様な主体とともに参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
	地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所または退院し、単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、見守りを行う支援。
	地域包括支援センター	福祉・介護・保健が一体となって、高齢者の生活を支える機関。社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師等の専門職が連携して、介護サービス等様々な相談を受ける。
	DV	「domestic violence」の略称であり、「家庭内暴力」と訳される。主に配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者から振るわれる身体的、心理的、性的暴力等を指す。
	デマンド型交通	利用者の予約により運行する方式で、運行ダイヤや発着地などの組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。
	同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方の外出に同行し、介護や援助を行い、社会参加や地域生活を支援するもの。
	同和問題	日本社会の歴史の過程で形づくられた身分制度に基づく差別により、国民の一部の人々が経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けている、日本固有の人権問題。
特別支援学校	障がいを持つ児童・生徒に対して、学校教育を行うとともに、生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能の習得を目的とした学校。	
な 行	認可保育所	国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たし、都道府県知事に認可された保育所。
	認知症	記憶障害に始まり、知的能力が脳の後天的な変化により著しく低下する病気。
	認知症サポーター	認知症サポーター養成講座や研修を受け、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して支援を行う者。

用語		解説
は 行	避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する「要配慮者」のうち、災害が発生した場合に自ら避難することが困難で、特に支援を要する者。
	福祉委員、福祉協力員等	民生委員児童委員、区長等と協力し、より身近な地域において見守りやサロンなど、福祉活動やボランティアを実践する者。
	福祉課題	この計画では、住民が日々の生活の中で抱えている様々な問題や課題のうち、特に社会福祉に関連する課題についての総称。
	福祉有償運送事業	一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、NPO等が個別輸送サービスを提供するもの。
	保育所等訪問支援	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、訪問支援員が支援を行うもの。
	放課後等デイサービス	障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所や、生活能力向上のための訓練等を提供するもの。
	防災リーダー	地域において防災活動を率先して実践し、災害時対応の中心的な役割を担う者。
	ボランティアポイント制度	地域でのボランティア活動を行った場合にポイントを付与し、ポイントに応じて換金等を行うことができる制度。
ま 行	ボランティア連絡協議会	市内のボランティア団体が加入し、活動の資質向上のための情報収集や、団体間の交流・連絡調整を行う機関。
	民生委員児童委員・主任児童委員	「民生委員」は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行う。行政協力という公共性を持つ一方、地域のボランティアとしての自主性を持つ活動を行う。また、民生委員は児童委員を兼ねている。 「児童委員」は、児童の生活環境の改善、保健、福祉など、児童福祉に関する援助を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
や 行	養護老人ホーム	65歳以上で、環境上の理由や経済的な理由などにより自宅での生活が困難になった方が入所する施設。
ら 行	隣保館・集会所	人権・同和問題の啓発拠点及び地域福祉向上のための地域住民の交流拠点として、各種相談事業やあらゆる人権問題解決のための各種事業を行う施設。
わ 行	ワーク・ライフ・バランス	「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。
	ワールド・カフェ方式	カフェのようにリラックスした雰囲気の中で、4～5人のグループで対話を行い、他のグループとメンバーをシャッフルして対話を続けるワークショップ形式。
	ワンストップ	利便性向上のため、窓口の一元化など、複数の用事を一箇所で済ませることができるようにすること。



## 第2次小郡市地域福祉計画・小郡市地域福祉活動計画

発行年月 令和2年3月

編集・発行 小郡市市民福祉部福祉課地域福祉係  
小郡市社会福祉協議会

### 【小郡市市民福祉部福祉課地域福祉係】

〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255 番地 1

TEL : 0942-72-2111 (代表) FAX : 0942-73-2555

### 【小郡市社会福祉協議会】

〒838-0126 福岡県小郡市二森 1167-1 小郡市総合保健福祉センター内

TEL : 0942-73-1120 FAX : 0942-72-5694